

2022年4月施工

個人情報保護法の
改正点をわかりやすく
解説します。



2022年4月に個人情報保護法が改正されました。
どこが変わったの？
何をすればよいの？
罰則はあるの？
それらのお悩みを解消するために、
改正点をわかりやすく解説した冊子を作りました。

個人情報保護法の改正ポイント

強化

ポイント1

本人の権利保護が強化される

ポイント2

法令違反に対するペナルティが強化される

追加

ポイント3

事業者の責務が追加される

ポイント4

外国の事業者に対する、報告徴収・立入検査などの罰則が追加される

緩和と新設

ポイント5

データの利活用が促進される

新設

ポイント6

企業の特定分野を対象とする団体の認定団体制度が新設される

ポイント1

本人の権利保護が強化される

以下4点について権利保護が強化されました。

▶短期保有データの保有個人データ化

旧法 | 6か月以内に消去する短期保存データは、「保有個人データ」に含まれない。

新法 | 6か月以内に消去する短期保存データは、「保有個人データ」に含まれるようになる。

プライバシーマークの審査基準とされている「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム」においては、6か月以内に削除されるデータも開示請求などに対応することが定められておりますので、プライバシーマークの審査基準を遵守している場合は、改正による影響はあまりないものといえます。

▶保有個人データの開示請求のデジタル化

旧法 | 個人情報取扱事業者による保有個人データの開示は、原則として書面の交付による方法とされている。

新法 | 本人は、電磁的記録の提供による方法など個人情報取扱事業者の開示方法を指定でき、個人情報取扱事業者は、原則として本人が請求した方法によって開示する義務を負う。

事業者の負担軽減の観点より、その方法による開示に多額の費用を要するなど、本人が指定した方法による開示が困難であるような場合は、本人の請求した方法にかかわらず書面の交付による方法での開示も認められています。

▶利用停止・消去請求権、第三者への提供禁止請求権の要件緩和

利用停止・消去請求について

旧法 | 利用停止・消去請求ができる場合は、次の場合に限定されていた。

- ・個人情報を目的外利用した場合(旧個人情報保護法16条)
- ・不正の手段により取得した場合(同法17条)

新法 | 次の場合も、請求できるようになった。

- ・違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法で利用した場合
- ・保有個人データを、事業者が利用する必要がなくなった場合
- ・保有個人データの漏えい等が生じた場合(個人情報保護法26条1項)
- ・その他、保有個人データの取扱いにより、本人の権利利益が害されるおそれがある場合

第三者提供の停止請求について

旧法 | 第三者提供の停止請求ができる場合は、次の場合に限定されていた。

- ・本人の同意なく第三者に提供した場合(旧個人情報保護法23条1項)
- ・本人の同意なく外国にある第三者に提供した場合(同法24条1項)

新法 | 次の場合も請求できるようになった。

- ・保有個人データを、事業者が利用する必要がなくなった場合
- ・保有個人データの漏えい等が生じた場合(個人情報保護法26条1項)
- ・その他、保有個人データの取扱いにより、本人の権利利益が害されるおそれがある場合

事業者側の負担軽減の観点より、利用停止等の措置を行うことが困難な場合であって、かつ、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置が取られている場合には、利用停止等の措置を行う必要がないことも定められました。

▶個人データの授受についての第三者提供記録の開示請求権

旧法 | 第三者提供記録は、本人による開示請求の対象ではなかった。

新法 | 第三者提供記録が、本人による開示請求の対象となった。

今回の改正により、本人は第三者提供記録の開示を請求できるようになりました。

ポイント2

法令違反に対するペナルティが強化される

以下2点についてペナルティが強化されました。

▶措置命令・報告義務違反の罰則について法定刑を引き上げた

旧法 | 罰則は、それぞれ以下のとおりであった。

- ・措置命令の違反の罰則:6 か月以下の懲役又は30 万円以下の罰金
- ・個人情報データベース等の不正流用:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・報告義務違反の罰則:30 万円以下の罰金

新法 | それぞれ以下のとおり強化された。

- ・措置命令違反の罰則:1 年以下の懲役又は100 万円以下の罰金
- ・個人情報データベース等の不正流用:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・報告義務違反の罰則:50 万円以下の罰金

*個人情報データベース等の不正流用については変化なし。

罰則が強化されました。

▶法人に対する罰金刑を引き上げた

旧法 | 法人への罰則は、それぞれ以下のとおりであった。

- ・措置命令の違反の罰則:30万円以下の罰金
- ・個人情報データベース等の不正流用:50万円以下の罰金
- ・報告義務違反の罰則:30万円以下の罰則

新法 | それぞれ以下のとおり強化された。

- ・措置命令違反の罰則:1億円以下の罰金
- ・個人情報データベース等の不正流用:1億円以下の罰金
- ・報告義務違反の罰則:50万円の罰則

罰則が強化されました。

ポイント3 事業者の責務が追加される

以下2点について事業者の責務が追加されました。

▶漏えい時の報告義務

旧法 | 個人情報取扱事業者による、個人情報の漏えい等の発生時の個人情報保護委員会への報告、本人への通知は法定の義務ではなかった
(「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」
(平成29年個人情報保護委員会告示第1号)告示参照)。

新法 | 個人情報取扱事業者は、個人情報の漏えい等の発生時は、個人情報保護委員会に報告し、本人に通知する義務を負う(個人情報保護法26条)。

他の個人情報取扱事業者から個人データの取り扱いの委託を受けた場合は、漏えい等の事態が発生した旨を委託者である事業者又は行政機関等に通知すれば、この報告義務は免除されます。
ただし、本人への通知が困難かつ本人の権利利益の保護のために必要な代替措置をとっている場合には、通知義務は免除されます。(連絡先の情報が古い場合や、情報漏洩を公表し問い合わせに応じる場合)

▶不適正な利用の禁止

旧法 | 違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法による個人情報の利用について
明文で禁止されていなかった。

新法 | 違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法による個人情報の利用が
明文で禁止された。

旧個人情報保護法の規定に照らして違法ではないとしても、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用するなど、本法の目的である個人の権利利益の保護に照らして、適切でない方法で個人情報が利用されている事例が存在していたため、それらを禁止することになりました。

ポイント4 外国の事業者に対する、報告徴収・立入検査 などの罰則が追加される

旧法 | 日本国内にある者の個人情報を取り扱う外国の事業者は、報告徴収・立入検査などの対象ではなかった。

新法 | 日本国内にある者の個人情報を取り扱う外国の事業者も、報告徴収・立入検査などの対象となった。

外国の事業者の不適切な取扱いに対して、より実効的な措置を実施することが期待されています。

ポイント5 データの利活用が促進される

以下2点についてのデータの利活用が緩和と新設されました。

▶仮名加工情報について義務を緩和

旧法 | 自社内部で利用するために、個人情報を加工して個人を特定できない情報に変換した場合でも、変換後の情報は個人情報に該当したため、以下の対応をしなければなりませんでした。

- ・利用目的を特定(個人情報保護法17条)
- ・目的外利用の禁止(同法18条)
- ・取得時の利用目的の本人に対する通知、公表(同法21条)
- ・データ内容の正確性の確保(同法22条)新法 | 6か月以内に消去する短期保存データは、「保有個人データ」に含まれるようになる。

新法 | 「仮名加工情報」制度の新設

「仮名加工情報」とは、「他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報」といい、「仮名加工情報」にあたる場合、事業者は、仮名加工情報、仮名加工情報である個人データおよび仮名加工情報である保有個人データについては、漏えい等の報告義務(同法26条)や、開示請求(同法33条)、利用停止等請求(同法35条)などの適用対象外となります

仮名加工情報にあたる場合、事業者の義務が一部免除されることになりました。

▶提供先で個人データとなることが想定される場合の確認義務を新設

新法 | 提供元で個人データとして取り扱ってなくても、提供先で個人データとして取得されることが想定される個人データを第三者提供する場合、提供元は提供先に、本人の同意が得られているか等の確認を行わなければなりません

旧法では、提供元では個人データではないものの、提供先で個人データとして取得されることが想定される場合の規制はありませんでした。

ポイント6 企業の特定分野を対象とする団体の 認定団体制度が新設される

旧法 | 認定団体制度は、事業者の全ての事業・業務における個人情報等の取扱いを対象とする団体の認定を行っていた。

新法 | 認定団体制度において、事業者の特定の事業・業務における個人情報の取扱いを対象とする団体を認定することが可能となった。

事業単位での認定団体を認めることによって、さらに認定団体の活用が進み、特定の事業を対象に活動する団体による、専門性を生かした個人情報の保護のための取り組みなどが期待されています。



注意！

個人情報保護法の改正にかこつけて
商品を買わせようとしているチラシが
出回っております。

今回の個人情報保護法の改正ポイントは、
『強化』『追加』『緩和』『新設』の4項目です。

4項目は全て制度(ソフト面)の改正となりますので、
プライバシーポリシーの改定、見直しが企業として
行うこととなります。
(次面に実務対応ポイントのチェックシートを設けています)

そのため、今回の改正により
セキュリティカメラ・UTM・書庫などの
物品(ハード面)の導入が必要になるわけではありません。

今回の改正部分も含め、
個人情報保護法の体制強化や、
情報セキュリティ強化をお考えでしたら
是非一度、我々ツルタックにご相談ください。

改正個人情報保護法 対応チェックリスト

まずはここから

- 万が一に備え、漏洩等報告、本人通知の手順を整備しましょう。
- 個人データを、外国の第三者へ提供しているか確認しましょう。
- 安全管理措置を公表する等、本人の知りうる状態に置きましょう。
- 保有する個人情報データを棚卸し、開示請求等に備えましょう。
- 個人情報を不正に利用していないか確認しましょう。
- 個人関連情報の利用状況や提供先の確認をしましょう。

お問い合わせ